平成２３年（フ）第５６０７号
大阪府大東市新町10番３号　ファーストコート住道302号
債務者　福島　忠明
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５０号
大阪府東大阪市友井２丁目４番２号
債務者　木下波子こと　金　　正南
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７００号
大阪府寝屋川市池田１丁目28番20号
債務者　数工業こと　阪口　数雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０７号
大阪市鶴見区今津中４丁目１番27号　402
債務者　岡田　真紀
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８１２号
大阪市西区西本町３丁目１番16―309号
債務者　溝端　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６６号
大阪市此花区春日出南２丁目７番10号、前住所大阪市福島区海老江２丁目７番20号
債務者　多田　和広
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８７７号
大阪府枚方市池之宮２丁目５番１―109号
債務者　原田　東司
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１４８号
大阪府守口市藤田町３丁目37番13号
債務者　山口　利行
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２０号
大阪府豊中市向丘３丁目７番31―101号
債務者　和崎チエミ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４２号
大阪市城東区成育３丁目19番６―310号、住民票上の前住所鹿児島県霧島市福山町福山4007番地１
債務者　磯脇　弘幸
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２５５号
大阪市西区九条南２丁目15番22―601号
債務者　濱田　将司
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２８０号
大阪市東成区深江北１丁目15番８号
債務者　田中加代子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２８８号
大阪府東大阪市若江東町４丁目５番69号　久本方
債務者　齊藤　和代（旧姓久本）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９０号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ14―304号
債務者　重清　満子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３１４号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目６番１―101号
債務者　竹原　千加
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５１号
大阪府枚方市釈尊寺町26番38―602号
債務者　佐武　節子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３５５号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番２―2204号
債務者　宮田　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９４号
大阪府八尾市光南町２丁目２番36号　藤幸マンション102号
債務者　高　　信男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部